

## 介護コラム # 4

### 介護にまつわるお金 住宅改修費支援

「仕事と介護の両立支援」の一環で、コラム形式の「仕事と介護の両立ガイド」を発信いたします。

突然の介護。介護はいつ始まるかわかりません。

仕事と介護を両立させるためには、いざというときに備えて、介護が始まったらどこに相談するかまず何をしたらよいかといった事前の知識が必要です。

定期的に情報提供を行い、仕事と介護の両立に向けたきっかけづくりをしていきます。

---

#### 今回のテーマ

#### 介護にまつわるお金 住宅改修費支援

親の介護が始まって、実家や自宅をリフォームしたいと考えたときに活用したいのが、住宅改修等の支援制度です。今回は、介護保険による住宅改修費の助成制度とバリアフリーリフォーム減税について紹介します。

まずはきっかけづくりとして次ページをご覧ください。

[※ホームページからも過去の介護コラムや介護情報を確認できます。](#)

【お問い合わせ先】日野自動車福祉共済基金 [fukushikyosai@hfkk.hino.co.jp](mailto:fukushikyosai@hfkk.hino.co.jp)

[日野自動車福祉共済基金ホームページ](#)



# 仕事と介護の両立ガイド

## 介護にまつわるお金

## 住宅改修費支援

親の介護が始まって、実家や自宅をリフォームしたいと考えたときに活用したいのが、住宅改修等の支援制度です。今回は、介護保険による住宅改修費の助成制度とバリアフリーリフォーム減税について紹介します。

### 「住宅改修費」は工事前の申請が重要！

介護保険制度には、介護のために住宅改修する費用を一部負担する「居宅介護（介護予防）住宅改修費」があります。要介護（要支援）認定を受けている被保険者が自宅に手すりを取り付けるなどの住宅改修を行う場合に、定められた限度額の範囲内で給付を受けることができます。住宅改修の利用限度額は20万円（消費税分を含む）で、うち利用者負担割合（1～3割）が本人負担分となります。

重要なのは、工事前に申請することです。

住んでいる市区町村に住宅改修が必要な理由書などを添えて、支給申請書類を提出し、工事の承認がでたら工事をします。そして工事完了後、かかった費用の領収書等必要書類を提出します。工事後被保険者が全額を支払い、後日、市区町村が支給限度額の範囲の自己負担分を除いた金額（保険給付分）を本人へ支払います。

原則、改修工事前の申告が必要となります。やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ市区町村に相談しましょう。

支給限度基準額の20万円（消費税分を含む）を利用できるのは、原則1人あたり1つの住宅につき1回です。20万円の範囲内であれば、複数回に分割することも可能です。

### 介護保険の住宅改修費の支給対象になる工事の種類

1	手すりの取り付け
2	段差の解消
3	滑りの防止・移動の円滑化などのための床や通路面の材料の変更
4	引き戸などへの扉の取替え
5	洋式便器等への便器の取替え
6	その他、上記の改修に付帯して必要となる住宅改修


\*住宅改修費の7割～9割が支給される  
\*支給限度額20万円（自己負担3割～1割を含む）  
\*要支援・要介護区分に関わらず、定額

例) トイレ改修・手すり設置  
(自己負担1割の場合)  
改修費総額 : 160,000円  
介護保険給付 : 144,000円  
自己負担額 : 16,000円

地域によっては独自の住宅改修助成制度を設けているところもあります。こうした情報収集や申請方法などは、事前にケアマネジャーや地域包括支援センターなどに相談しましょう。

## 仕事と介護の両立相談窓口

「私の場合はどうしたらいいの?」「職場の仲間が介護中。上司や同僚としてどんなアドバイスをすればいい?」など、個別の疑問や悩み、困りごとは「仕事介護の両立相談窓口」にご相談ください。

 **0120-344-455** 受付時間 月～土9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

 **Work-Care@benesse-senior-support.co.jp**

## 介護保険における福祉用具

介護保険の福祉用具は、介護を必要としている人が自宅などで自立した日常生活を営むことができるよう助けるものとして、保険給付の対象となっています。  
対象種目は以下の通りです。

### 【福祉用具貸与】

- ・ 車いす（付属品含む）
- ・ 特殊寝台（付属品含む）
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・ 自動排泄処理装置



### 【福祉用具販売】（貸与になじまない性質のもの・原則年間10万円を限度）

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部
- ・ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト）
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

## 確定申告で手続きする「バリアフリーリフォーム減税」

介護保険以外の住宅支援制度の1つに、バリアフリーリフォーム減税があります。これは、一定のバリアフリー改修工事を行った際に受けられる減税制度です。工事を行った翌年の確定申告で必要な手続きをすることで、その年に納めた所得税から一定額が控除されます。控除額は工事費用を自己資金で賄うか、5年以上のローンを利用するか等で異なります。

バリアフリーリフォーム減税は、介護認定を受けていない人（50歳以上）も一定の条件を満たしていれば受けられます。




また、バリアフリーリフォームを行った場合、バリアフリー改修工事完了後、3ヶ月以内に改修工事内容が確認できる書類等を添付して市区町村に申告することで「固定資産税」も減額されます。所得税控除と合わせ、利用したいものです。

減税を受ける条件や期限等、税金に関する詳細は、税理士や税務署にご確認ください。工事を検討する際は、工務店やハウスメーカーなどの業者に相談するとよいでしょう。

（監修：ファイナンシャルプランナー 平野直子氏）

## 仕事と介護の両立相談窓口

「私の場合はどうしたらいいの?」「職場の仲間が介護中。上司や同僚としてどんなアドバイスをすればいい?」など、個別の疑問や悩み、困りごとは「仕事介護の両立相談窓口」にご相談ください。

 **0120-344-455** 受付時間 月～土9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

 **Work-Care@benesse-senior-support.co.jp**

© Benesse Senior Support Co., Ltd.

※掲載情報は2024年4月現在のものです。